



「設例」内、「同上の徴収税額」（右記）

**[誤]** 389,964 円

**[正]** 389,807 円

**18** 年の途中で出国して非居住者となった人の場合

設例	
給与の総額 (8月29日出国までの支給額)	6,150,000円
出国時まで支給した給与から控除した社会保険料	902,958円
同上の徴収税額	389,964円
源泉控除対象配偶者 (本人の合計所得金額の見積額 配偶者の合計所得金額の見積額)	900万円以下 74万円
扶養親族	なし

**説明**

- 1 年の途中で出国して非居住者となった人は、出国の時に年末調整をする必要があります。
- 2 各金額は、次によって求めたものです。
  - (1) 給与所得控除後の給与等の金額……給与の総額6,150,000円について「給与所得金額の算出表」(23ページ参照)によって求めた金額4,378,400円
  - (2) 生命保険料控除額……出国時まで支払った保険料が旧生命保険料で、その支払額が100,000円超である場合の控除額(65ページ参照) 50,000円
  - (3) 配偶者特別控除額……本人の合計所得金額900万円以下、配偶者の合計所得金額74万円の場合の配偶者特別控除額は380,000円(29ページ参照)

(注) 配偶者の合計所得金額は、その出国の時の現況により見積もったその年の1月1日から12月31日までの金額により判断することになっていきます。
- (4) 扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額……「早見表①の人数「なし」の欄により求めた金額380,000円
- (注) 基礎控除額……380,000円
- (5) 所得控除額の合計額……④欄から⑥欄までの合計額1,712,958円

- (6) 差引課税給与所得金額……次の算式によって計算した金額  
 [給与所得控除後] [所得控除額] の合計額  
 $4,378,400円 - 1,712,958円 = 2,665,000円$  (1,000円未満切捨て)
- (7) 算出所得税額……差引課税給与所得金額2,665,000円について「所得税額の速算表」(25ページ参照)によって求めた税額 169,000円  
 (注)  $2,665,000円 \times 10\% - 97,500円 = 169,000円$
- (8) 年調年税額……住宅借入金等特別控除額はありませので算出所得税額が年調所得税額となり、この税額に復興特別所得税額(2.1%)を加算すると、 $169,000円 \times 102.1\% = 172,500円$  (100円未満切捨て)となり、この金額が年調年税額となります。
- 3 年調年税額172,500円と徴収税額の合計額389,807円との差額217,307円は、徴収税額の方が多いために生じたものですから、超過額であることを示します。
- 4 超過額217,307円は、還付することになりますので、8月分の他の給与所得者等に係る徴収税額から還付できる場合には、②欄にその金額を記載することになります。

